

山鹿市告示第40号

山鹿市公共工事中間前金払取扱要綱及び山鹿市建設工事の入札・契約に係る情報の公表要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市公共工事中間前金払取扱要綱及び山鹿市建設工事の入札・契約に係る情報の公表要綱の一部を改正する要綱

（山鹿市公共工事中間前金払取扱要綱の一部改正）

第1条 山鹿市公共工事中間前金払取扱要綱（平成27年山鹿市告示第146号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「130万円」を「200万円」に改める。

（山鹿市建設工事の入札・契約に係る情報の公表要綱の一部改正）

第2条 山鹿市建設工事の入札・契約に係る情報の公表要綱（平成17年山鹿市告示第123号）の一部を次のように改正する。

第1の1及び第2の2（1）中「130万円」を「200万円」に改める

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。